

1 変更後の定款

特定非営利活動法人 山口県終活支援協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 山口県終活支援協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県宇部市大字西岐波 4406 番地 6 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者その他日常生活又は人生の終末期において支援を必要とする者及びその家族等に対して、終活に関する情報提供、相談支援、見守り、身元保証、日常生活支援、財産管理等に関する支援、任意後見等に関する支援及び死後事務に関する支援を行うとともに、終活に関する知識の普及啓発を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し、尊厳をもって人生の最期を迎えることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 終活に関する相談、情報提供及びコンサルティング事業
- (2) 高齢者等に対する身元保証その他これに関連する支援事業
- (3) 高齢者等に対する見守り、安否確認及び緊急時対応事業
- (4) 高齢者等に対する日常生活及び社会生活上の支援事業
- (5) 財産管理等委任契約等に基づく財産管理及び生活支援事業
- (6) 任意後見制度及び成年後見制度の利用に関する相談及び支援事業
- (7) 死後事務委任契約等に基づく死後事務支援事業
- (8) 葬儀、納骨、遺品整理その他終末期及び死亡後の手続に関する相談及び支援事業

- (9) 高齢者等に対する防犯、消費者被害防止及び地域安全に関する事業
- (10) 終活に関する講演会、相談会、研修会及びセミナー等の開催事業
- (11) 終活に関する調査研究、情報収集及び情報発信事業
- (12) 行政、医療機関、介護・福祉施設その他関係機関との連携及び紹介事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席した理事の3分の2以上の同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益及び費用を講じることができる。

2 前項の収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、宇部市に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 徳沢 靖

副理事長 野村 好史

理事 篠崎 圭二

理事 徳沢 信明

理事 白石 治宣

監事 佐久間 武

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員会費 3,000円(1年間分)

(2) 賛助会員会費 1口1,000円(1年間分)

附則

この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 山口県終活支援協議会

1 事業実施の方針

- ・高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活し、尊厳をもって人生の最期を迎えられるよう、終活及び終身サポートに関する事業を継続的かつ包括的に実施する。
- ・利用者の意思を尊重し、契約内容、費用、解約条件及び預り金等の管理方法を分かりやすく説明するとともに、個人情報管理、利益相反防止、支援記録保存及び関係機関・専門職との連携を徹底する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) 終活に関する相談、情報提供及びコンサルティング事業	終活全般の個別相談、情報提供及び支援計画の作成を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、相談者宅等 (C) 3 人	(D) 高齢者等及びその家族 (E) 延べ 120 人	300
(2) 高齢者等に対する身元保証その他これに関連する支援事業	入院、施設入居及び賃貸住宅入居等に伴う身元保証並びに関連支援を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、医療・福祉施設等 (C) 3 人	(D) 契約者 (E) 20 人	650
(3) 高齢者等に対する見守り、安否確認及び緊急時対応事業	定期連絡、安否確認、SOS カード等の活用及び緊急時の関係機関連携を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、利用者宅等 (C) 3 人	(D) 契約者 (E) 30 人	700

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(4) 高齢者等に対する日常生活及び社会生活上の支援事業	買物、家事、通院、外出及び行政・金融機関等の手続に関する生活支援を行う。	(A) 通年(随時) (B) 利用者宅、医療機関、行政・金融機関等 (C) 4人	(D) 契約者 (E) 25人	750
(5) 財産管理等委任契約等に基づく財産管理及び生活支援事業	委任契約等に基づき、金銭管理、支払、書類保管及び生活支援を行う。	(A) 通年(随時) (B) 主たる事務所、利用者宅等 (C) 2人	(D) 契約者 (E) 10人	400
(6) 任意後見制度及び成年後見制度の利用に関する相談及び支援事業	制度説明、専門職との連携及び任意後見契約等の利用に向けた支援を行う。	(A) 通年(随時) (B) 主たる事務所、公証役場等 (C) 2人	(D) 相談者及び契約者 (E) 10人	250
(7) 死後事務委任契約等に基づく死後事務支援事業	契約等に基づき、死亡届、契約解約、家財整理その他死亡後の事務を支援する。	(A) 通年(随時) (B) 主たる事務所、行政機関、葬祭施設等 (C) 3人	(D) 契約者 (E) 5人	600
(8) 葬儀、納骨、遺品整理その他終末期及び死亡後の手続に関する相談及び支援事業	葬儀、火葬、納骨及び遺品整理等に関する相談、手配及び支援を行う。	(A) 通年(随時) (B) 葬祭施設、納骨施設、利用者宅等 (C) 3人	(D) 契約者及びその関係者 (E) 5人	450
(9) 高齢者等に対する防犯、消費者被害防止及び地域安全に関する事業	特殊詐欺及び悪質商法等の被害防止に関する啓発、相談及び個別助言を行う。	(A) 通年(随時) (B) 主たる事務所、地域の会場等 (C) 3人	(D) 高齢者等及び一般市民 (E) 延べ100人	150

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(10) 終活に関する講演会、相談会、研修会及びセミナー等の開催事業	終活、身元保証、見守り、死後事務及び防犯等に関する講演会・相談会を行う。	(A) 年6回程度 (B) 山口県内の会議室等 (C) 4人	(D) 一般市民及び関係者 (E) 延べ120人	350
(11) 終活に関する調査研究、情報収集及び情報発信事業	終活及び終身サポートに関する制度・事例を調査し、ホームページ等で発信する。	(A) 通年(随時) (B) 主たる事務所、ホームページ等 (C) 2人	(D) 一般市民及び関係者 (E) 閲覧等500人	150
(12) 行政、医療機関、介護・福祉施設その他関係機関との連携及び紹介事業	行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・介護機関等との連携を行う。	(A) 通年(随時) (B) 山口県内外の関係機関等 (C) 3人	(D) 行政・医療・福祉等の関係機関 (E) 30機関	250
(13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は実施を予定していない。	(A) 実施予定なし (B) — (C) 0人	(D) — (E) 0人	0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
実施予定なし	当法人の定款には、その他の事業を 定めていない。	(A) — (B) — (C) 0 人	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する

令和 9 年度事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 山口県終活支援協議会

1 事業実施の方針

- ・高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活し、尊厳をもって人生の最期を迎えられるよう、終活及び終身サポートに関する事業を継続的かつ包括的に実施する。
- ・利用者の意思を尊重し、契約内容、費用、解約条件及び預り金等の管理方法を分かりやすく説明するとともに、個人情報管理、利益相反防止、支援記録保存及び関係機関・専門職との連携を徹底する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) 終活に関する相談、情報提供及びコンサルティング事業	終活全般の個別相談、情報提供及び支援計画の作成を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、相談者宅等 (C) 3 人	(D) 高齢者等及びその家族 (E) 延べ 150 人	350
(2) 高齢者等に対する身元保証その他これに関連する支援事業	入院、施設入居及び賃貸住宅入居等に伴う身元保証並びに関連支援を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、医療・福祉施設等 (C) 3 人	(D) 契約者 (E) 25 人	750
(3) 高齢者等に対する見守り、安否確認及び緊急時対応事業	定期連絡、安否確認、SOS カード等の活用及び緊急時の関係機関連携を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、利用者宅等 (C) 3 人	(D) 契約者 (E) 35 人	800

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(4) 高齢者等に対する日常生活及び社会生活上の支援事業	買物、家事、通院、外出及び行政・金融機関等の手続に関する生活支援を行う。	(A) 通年（随時） (B) 利用者宅、医療機関、行政・金融機関等 (C) 4人	(D) 契約者 (E) 30人	900
(5) 財産管理等委任契約等に基づく財産管理及び生活支援事業	委任契約等に基づき、金銭管理、支払、書類保管及び生活支援を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、利用者宅等 (C) 2人	(D) 契約者 (E) 12人	450
(6) 任意後見制度及び成年後見制度の利用に関する相談及び支援事業	制度説明、専門職との連携及び任意後見契約等の利用に向けた支援を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、公証役場等 (C) 2人	(D) 相談者及び契約者 (E) 12人	300
(7) 死後事務委任契約等に基づく死後事務支援事業	契約等に基づき、死亡届、契約解約、家財整理その他死亡後の事務を支援する。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、行政機関、葬祭施設等 (C) 3人	(D) 契約者 (E) 6人	700
(8) 葬儀、納骨、遺品整理その他終末期及び死亡後の手続に関する相談及び支援事業	葬儀、火葬、納骨及び遺品整理等に関する相談、手配及び支援を行う。	(A) 通年（随時） (B) 葬祭施設、納骨施設、利用者宅等 (C) 3人	(D) 契約者及びその関係者 (E) 6人	500
(9) 高齢者等に対する防犯、消費者被害防止及び地域安全に関する事業	特殊詐欺及び悪質商法等の被害防止に関する啓発、相談及び個別助言を行う。	(A) 通年（随時） (B) 主たる事務所、地域の会場等 (C) 3人	(D) 高齢者等及び一般市民 (E) 延べ120人	180

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(10) 終活に関する講演会、相談会、研修会及びセミナー等の開催事業	終活、身元保証、見守り、死後事務及び防犯等に関する講演会・相談会を行う。	(A) 年8回程度 (B) 山口県内の会議室等 (C) 4人	(D) 一般市民及び関係者 (E) 延べ160人	400
(11) 終活に関する調査研究、情報収集及び情報発信事業	終活及び終身サポートに関する制度・事例を調査し、ホームページ等で発信する。	(A) 通年(随時) (B) 主たる事務所、ホームページ等 (C) 2人	(D) 一般市民及び関係者 (E) 閲覧等600人	170
(12) 行政、医療機関、介護・福祉施設その他関係機関との連携及び紹介事業	行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・介護機関等との連携を行う。	(A) 通年(随時) (B) 山口県内外の関係機関等 (C) 3人	(D) 行政・医療・福祉等の関係機関 (E) 40機関	300
(13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は実施を予定していない。	(A) 実施予定なし (B) — (C) 0人	(D) — (E) 0人	0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
実施予定なし	当法人の定款には、その他の事業を 定めていない。	(A) — (B) — (C) 0人	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人山口県終活支援協議会
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	0		
	0	360,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
施設等受入評価益	0		
	0	200,000	
3 受取助成金等			
受取助成金等	300,000		
	0	300,000	
4 事業収益			
終活支援・終身サポート事業収益		6,400,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	40,000		
	0	40,000	
経常収益計			7,300,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,400,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	2,400,000		
(2) その他経費			
会議費・研修費	160,000		
旅費交通費	500,000		
業務委託費・専門家報酬	900,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	250,000		
広報費・保険料・その他	490,000		
その他経費計	2,600,000		
事業費計		5,000,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	600,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	600,000		
(2) その他経費			
地代家賃	720,000		
支払手数料・諸会費	140,000		
その他経費	190,000		
	0		
	0		
その他経費計	1,050,000		
管理費計		1,650,000	
経常費用計			6,650,000
当期経常増減額			650,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			650,000
前期繰越正味財産額			351,779
次期繰越正味財産額			1,001,779

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※次期事業年度の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人山口県終活支援協議会
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	413,999		
賛助会員受取会費	0		
	0	413,999	
2 受取寄附金			
受取寄附金	229,999		
施設等受入評価益	0		
	0	229,999	
3 受取助成金等			
受取助成金等	345,000		
	0	345,000	
4 事業収益			
終活支援・終身サポート事業収益		7,359,998	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	46,000		
	0	46,000	
経常収益計			8,394,996
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,760,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	2,760,000		
(2) その他経費			
業務委託費・専門家報酬	1,034,999		
旅費交通費	575,000		
通信運搬費	345,000		
消耗品費	287,500		
広報費・会議費・研修費	529,000		
保険料・その他	268,501		
その他経費計	3,040,000		
事業費計		5,800,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	689,999		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	689,999		
(2) その他経費			
地代家賃	827,999		
支払手数料・諸会費	161,000		
その他経費	168,497		
	0		
	0		
その他経費計	1,157,496		
管理費計		1,847,495	
経常費用計			7,647,495
当期経常増減額			747,501
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			747,501
前期繰越正味財産額			1,001,779
次期繰越正味財産額			1,749,280

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※次期事業年度の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。